

内管漏えい検査

委託の手引き

室蘭ガス株式会社

2021年4月

目次

はじめに	P2
I. 用語	P3
II. 委託要件の基本的事項	
1. 前提	P4
2. 基本要件	
(1) 認定要件	P4-5
(2) 欠格要件	P5
(3) 委託対象範囲及び業務内容	P5
(4) 検査員の必要資格	P6
(5) 保安水準の確保	P6
(6) 附帯する保安業務の実施	P6
(7) 再委託について	P6
(8) 委託の取り消し	P6-7
(9) 体制の確保	P7
(10) 効率的な運用	P7
3. 特殊なガス設備が設置されている建物の内管漏えい検査	P7
4. 手続き	
(1) 受託相談	P7
(2) 受託申請手続き	P7
(3) 申請書類確認・審査	P8
(4) その他	P8

はじめに

本手引きは、室蘭ガス株式会社（以下「当社」という。）の内管漏えい検査（「定期漏えい検査」および「開栓時漏えい確認」）を行うことを希望される企業に、当社の委託に係る必要要件や手順等をご紹介するために作成したものである。

また本手引きは、当社が外部委託している範囲について、保安水準を確保するために委託要件を定めているものであり、内管漏えい検査業務への新規参入を検討される企業の方々にとっては、この点を十分ご理解いただきつつ、ご検討いただければ幸いに存じます。

[参考]

ガス事業法（抜粋）

第61条 第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（抜粋）

第51条 第2項

道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。

（略）

1. 用語

「灯外内管」

内管のうち、メーターガス栓（ガスメーターの入り側にあるガス栓）より上流側をいう。

「灯内内管」

内管のうち、メーターガス栓より下流側をいう。

「内管漏えい検査」

本手引きにおいては、法定業務である「定期漏えい検査」、および自主保安業務である「開栓時漏えい確認」をいう。

「定期漏えい検査」

ガス事業法および関係法令により規定するガス工作物の漏えい検査業務（定期保安検査業務）をいう。

「開栓時漏えい確認」

全国の一般ガス導管事業者が実施している自主保安業務であり、お客様がガス使用を開始する際に行うガス工作物の漏えい有無確認業務をいう。

「委託先」

当社が内管漏えい検査を委託する企業をいう。

「検査員」

委託先において、本業務を行う作業員をいう。

II. 委託要件の基本的事項

1. 前提

- (1) 当社は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするための委託要件を定める。
- (2) 委託先はその要件を遵守する。
- (3) 本手引きにおける内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏えい検査」、および自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- (4) 当社は保安水準を確保するため、自主的な保安業務の取り組みを実施しており、この取り組みを委託要件のひとつとして定める。
- (5) 「定期漏えい検査」は、法定業務としての厳格性が要求されることから、適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を順守するために継続的に体制を確保できること、効率的な運用ができること、委託先への関与・統制ができること、信頼が得られること、またはそれに代替しうる措置が講じられること等が必要であり、その特性に応じた要件を定める。

2. 基本要件

当社は、内管漏えい検査のいずれの業務において、委託する際に必要となる基本的な要件を定める。また認定については、原則として毎年4月に行う。

(1) 認定要件

定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性が求められることから、法定業務を遵守するための要件などその特性に応じた要件を定める。また委託先は、次の①～⑬に示す各項の要件を全て満たすこと。

- ① 委託先として認定を受けようとする者は、この手引きを承認の上、所定の様式へ記入後当社へ申し出ること。尚、様式の提出は、認定を受けようとする月の2ヶ月前に提出すること。
- ② 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。また、原則として、連帯保証人がいること。
- ③ 継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ④ 当社指定の資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させ得ること。
- ⑤ 内管漏えい検査業務に必要な装備を必要数確保しており、業務に利用できること。
- ⑥ 当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来たさない地域に事業所を有すること。
- ⑦ 「定期漏えい検査」の認定を受ける場合、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の業務実績（ともにLP除く）が、4年以上あること。

- ⑧ 「開栓時漏えい確認」の認定を受ける場合、「開栓時漏えい確認」または内管保安、工事に関する業務実績が2年以上であること。
- ⑨ 検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の業務実績（ともにLP除く）が、3ヶ月以上または内管検査員資格を有する者に1ヵ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。
- ⑩ 委託先は、当社と都市ガス事業において長期的な取引があること。
- ⑪ 当社と関与・統制・信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を順守すること。
- ⑫ 委託先は、開栓の繁忙期（引っ越しの多い時期）及び長期休暇期間（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、業務を実施できる体制を確保すること。
- ⑬ 下記に定める欠格要件に該当しないこと。

（2）欠格要件

- ① 傷病などにより当該業務を適正に実施・管理を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない者。
- ② 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ③ 商法上の会社整理中の者、もしくは民事再生法または会社更生法の適用を受けている者。
- ④ 委託先の認定を取消されてから2年を経過していない者。
- ⑤ 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納分、その他公権力の処分または銀行取引停止等の処分を過去に受けた者。
- ⑥ 債務超過または資本欠損の者。
- ⑦ 経常損失または税引き後利益の欠損が連続している者。
- ⑧ 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ⑨ その他当社が委託先として相応しくないと認めた者。

（3）委託対象範囲及び業務内容

① 範囲

業務を委託する区域及び区分は当社供給区域全てにおいて、ガス事業法の告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（建物区分）のうち、「5.特定大規模建物」「6.特定中規模建物」「7.特定公共用建物」「8.工業用建物」「9.一般業務用建物」「10.一般集合住宅」「11.一般住宅」とする。

② 業務内容

- a. 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
- b. 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- c. その他自主保安業務：【（6）保安業務の実施 ①～⑨】

(4) 検査員の必要資格

内管漏えい検査を委託する上で、委託検査員は「一般社団法人日本ガス協会 内管検査員」資格を有しており、3年毎の資格更新が適切に行われている者とする。

(5) 保安水準の確保

- ① 当社は、委託先の保安水準を確保するため、以下の項目を確認する。
- ② 当社は、必要に応じて委託業務の抜き取り検査を行い、その結果を委託先管理者へフィードバックをおこなう。
- ③ 当社は、委託業務実施状況を確認するために委託先の事業所監査を行うことがある。
- ④ 当社は、委託先の業務遂行体制および業務遂行能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- ⑤ 委託先は、保安水準を確保するための体制表を作成し、当社へ提出する。変更が必要な場合は速やかにその内容を報告すること。
- ⑥ 委託先は、当社が行う保安・品質の確保のための教育や施策等に参加すること。
- ⑦ 委託先の管理者は、当社から保安に関する指示を受けた場合、その指示に基づき検査員への指導等を行うこと。

(6) 附帯する保安業務の実施

委託先は当社が保安水準確保の観点から、重要と定める次の各項の自主保安業務を内管漏えい検査と併せて実施すること。

- ① ガスメーター設置状況の確認
- ② マイコンメーターの点滅有無確認
- ③ 露出配管部の外観検査
- ④ ガス警報器設置有無の確認及び設置の促進
- ⑤ 不使用ガス栓への噴出防止キャップの取付
- ⑥ 点火試験
- ⑦ 水の影響を受ける配管の腐食有無確認
- ⑧ 点検結果のお知らせ説明

(7) 再委託について

- ① 委託先は、再委託理由をあらかじめ書面により当社へ提出しの承諾を得ること。
- ② 委託先は、当社との委託契約内容に基づき、再委託先と契約を交わすこと。
- ③ 委託先は、再委託先を管理し、契約内容に従い当社へ業務内容等を報告すること。

(8) 委託の取り消し

- ① 当社は、委託先の業務遂行体制、能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、また不正・不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業

務契約を解約できるものとする。

- ② 当社は、委託先が業務を継続的に受託できないと判断した場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務、費用等を当該委託先に求めるものとする。
- ③ 検査員に不正または不信な行為が認められた場合、当社は委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(9) 体制の確保

- ① 委託先は、長期継続できる体制を構築すること。(法定周期の2サイクル8年以上)
- ② 委託先は、業務体制・検査員の要員計画を毎年12月に当社へ報告すること。
- ③ 委託先は、解約を希望する場合は、2年以上前に当社へ申し出ること。

(10) 効率的な運用

- ① 当社は、効率的な周期管理、検査巡回計画を策定し、委託業務に反映させる。
- ② 委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は当社が定めた方法により法定周期を遵守すること。

3. 特殊なガス設備が設置されている建物の内管漏えい検査

配管系統が複雑な建物・特殊設備（ガス遮断装置、整圧器など）が設置されている建物、圧力区分が中圧などの当社が指定する検査対象において、内管漏えい検査を行う上で委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、当社は、別途、調査方法を指示する場合がある。

4. 手続き

当社が、内管漏えい検査を委託先として認定するまでの手続きは、以下のとおりとする。

(1) 受託相談

当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明をおこなう。

(2) 受託申請手続き

受託希望者は、受託申請書類に必要事項を記載し、当社が指定する窓口へ提出する。

【一般ガス導管事業者】 室蘭ガス株式会社 工務部工務グループ

TEL：(0143) 44-3156

FAX：(0143) 44-2110

(3) 申請書類確認・審査

当社は、受託希望者から提出された申請書類の内容をチェックし、委託要件を満たすことを確認し審査を行う。

- ① 定量基準：認定要件・必要資格・業務実績（代替措置含む）、継続的な体制確保、
受託費用（競争入札の場合）
- ② 定性基準：保安水準の確保（経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性
- ③ 審査結果については、書面にて申請者へ通知をおこなう。

(4) その他

本手引きに記載のない事項については協議の上、これを決定する。